

分を行ひ得ること、及此協合には定負の三分の二以上出席と、出席負の三分の二以上の賛成を要する
上、於て同様であるが、(評二十八条、三十一條、總二十八條)
評議會に於ては中央委員會の除名決議に對しては
大會に上訴するを得、上訴期間中は加盟組合として
の權利義務が存続するものとす(三十條)此處は総
同盟中央委員會が革新派組合と除名して、且之を大
會に附小事と肯し、ホカフた處に顧みたと、様
思はれ、

5 中央委員長及中央委員

野田律太

中央委員 金尾産業選挙區

野藤忠利

(イ) 野倉万治 長谷川壽松
吉瀬宣之助 青藤忠利
電氣運輸交通産業選挙區

(ハ) 何致五郎 鍋山貞親
印刷産業選挙區

(ニ) 三田村四郎
一般産業選挙區

(ホ) 福森陽太郎 佐々木節 植田周一
各地方選挙區
山本懸藏(関東) 杉原長次郎(中部)
谷口善太郎(京都) 徳田英治(大阪)
寅田哲 (泉州) 青柳善一郎(神戸)
板野勝次 (中國)

中央常任委員と其分担
三田村四郎(組織部長)
佐々木節(政治部長)
鍋山貞親(教育出版部長)
青柳善一郎(財政部長)